

第4章

近年の 国のこども施策の動向



第1節

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

(令和3年12月21日閣議決定)

政府は、令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」を閣議決定しました。

この基本方針においては、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするとされました。また、そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設するとされ、令和5年4月1日に発足しました(図表4-1)。

こども家庭庁においては、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、少子化対策を含むこども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、母子保健、子育て支援、こどもの居場所づくり、困難な状況にあるこどもの支援などの事務を集約して自ら実施するとされています。

図表 4-1 こども家庭庁発足式(令和5年4月3日)



出典：首相官邸ホームページ

第2節

児童福祉法等の一部を改正する法律

(令和4年法律第66号)

(1) 改正の趣旨

虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加が続いています。その背景としては、社会の児童虐待に対する認識の高まりに伴い通報・相談が寄せられやすくなってきた一方で、核家族化の進行や地域関係の希薄化により孤立した状況の中で子育ての困難に向き合わざるを得ない世帯が多くなっていることが考えられます。

こうした状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、「こども家庭センター」の設置のほか、支援を要するこどもや妊産婦等への「サポートプラン」の作成、訪問による家事支援等の事業の創設等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)が令和4年6月8日に成立し、令和6年4月1日に施行されました(図表4-2)。

図表 4-2 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充** **児童福祉法、母子保健法**
 - 1 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - 2 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
 - 3 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行う。
- 2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上** **児童福祉法**
 - 1 一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - 2 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化** **児童福祉法**
 - 1 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - 2 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備** **児童福祉法**

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入** **児童福祉法**

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上** **児童福祉法**

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等** **児童福祉法**

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日)

出典：こども家庭庁資料の一部加工して作成

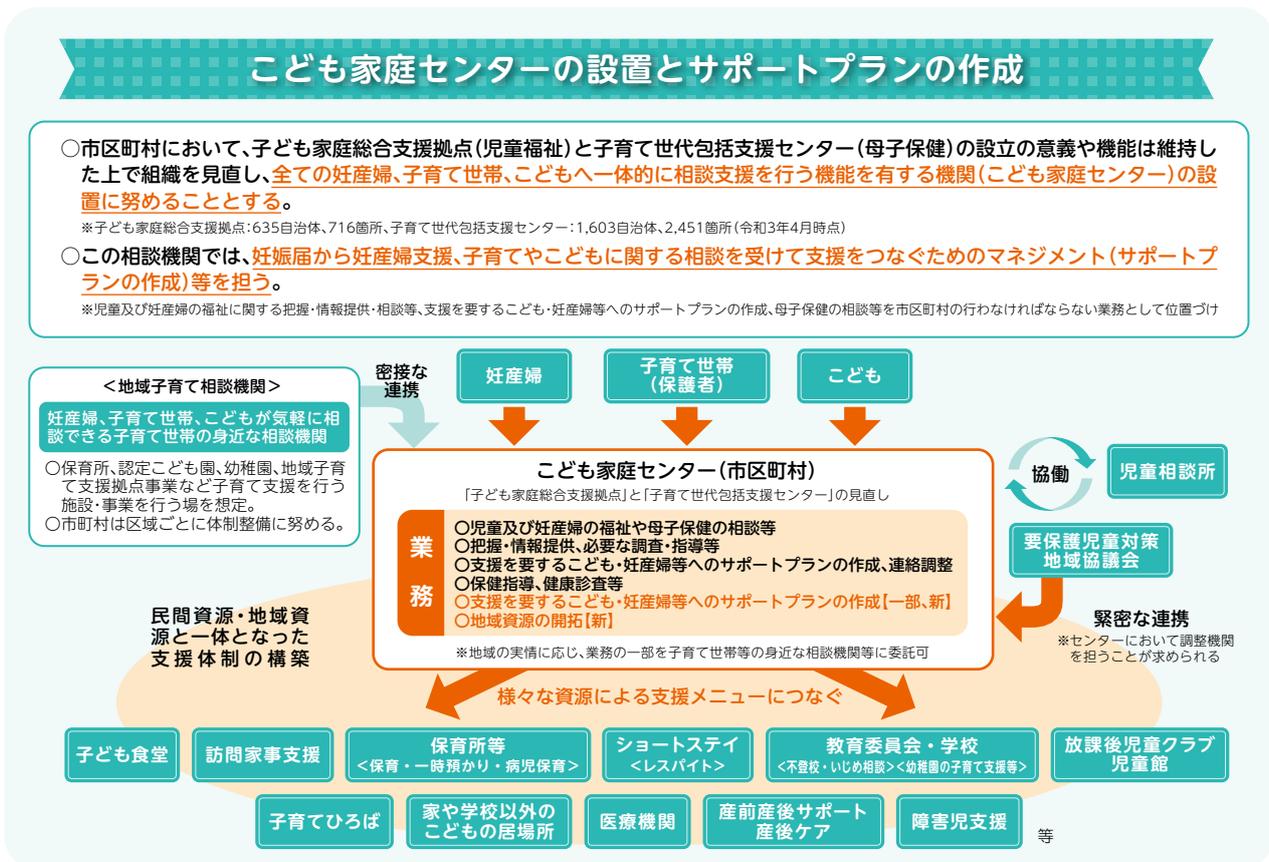
(2) こども家庭センターの整備等

これまで市町村においては、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」をそれぞれ整備してきたところですが、組織が別であるために連携・協働を行う職員に負荷がかかる、情報共有がなされにくいなどといった様々な課題が生じていました。

そこで令和4年改正児童福祉法において、市町村は「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「子ども家庭センター」の設置に努めることとされました。

「子ども家庭センター」においては、これまで母子保健機能、児童福祉機能それぞれにおいて実施してきた相談支援等の取組を引き続き行うほか、支援を要するこども・妊産婦等への「サポートプラン」の作成や、民間団体との連携を含めた多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓等を担うこととされました(図表4-3)。

図表 4-3 こども家庭センターの設置とサポートプランの作成



出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

また、「サポートプラン」の具体的な支援メニューとして活用できる支援事業についても、令和4年改正児童福祉法によって、訪問による家事等の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」や、学校や家以外のこどもの居場所支援を行う「児童育成支援拠点事業」、親子関係の構築に向けた「親子関係形成支援事業」などが新設され、拡充が図られました(図表4-4)。

図表 4-4 市区町村における子育て家庭への支援の充実

市区町村における子育て家庭への支援の充実	
<p>○要支援・要保護児童^(※1)は約23万人、特定妊婦^(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。 <small>※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦</small></p> <p>○地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。</p> <p>○市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。</p>	
新 設	<p>子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)</p> <p>▶要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む) ▶訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例)調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言 等</p>
	<p>児童育成支援拠点事業(学校や家以外のこどもの居場所支援)</p> <p>▶養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象 ▶児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う 例)居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整 等</p>
	<p>親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)</p> <p>▶要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象 ▶親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う。 例)講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ(ペアレントトレーニング) 等</p>
拡 充	<p>子育て短期支援事業</p> <p>▶保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ▶専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化(個別状況に応じた利用日数の設定を可とする)を進める。</p>
	<p>一時預かり事業</p> <p>▶子育て負担を軽減する目的(レスパイト利用など)での利用が可能である旨を明確化する。</p>

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓市区町村の計画的整備
- ✓子ども・子育て交付金の充当

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

第3節

こども基本法(令和4年法律第77号)

(1) こども基本法の趣旨

「こども基本法」(令和4年法律第77号)は、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方公共団体において進められてきた、こどもや若者に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月15日に成立し、令和5年4月1日に施行されました(図表4-5)。

(2) こども基本法の目的

第1条では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが目的として規定されています。

図表 4-5 こども基本法の概要

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
○支援の総合的・一体的提供の体制整備
○関係者相互の有機的な連携の確保
○この法律・児童の権利に関する条約の周知
○こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
①大綱の案を作成
②こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③関係行政機関相互の調整等
○会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

- 施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

(3) こども施策の基本理念

第3条では、こども施策の基本理念として、以下の6点が規定されています(図表4-6)。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の本質にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

図表 4-6 こども施策の基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | |
|--|--|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的人権が守られ、差別されないこと。</p> | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからのため
最もよいことが優先して考えられること。</p> |
| <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> | <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。</p> |
| <p>3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。</p> | <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。</p> |



出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

(4) こども大綱

第9条において政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならないと規定されました。

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなりました。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととされました。

(5) 都道府県こども計画、市町村こども計画

第10条において都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるとされました。

なお、都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができることとされています。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの(例:次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

地方公共団体が本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。

(6) こどもの意見の反映

第11条において国と地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされました。

第4節

こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

(1) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

政府は令和5年12月22日、こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」を閣議決定しました。

こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、この「こどもまんなか社会」がこども・若者の視点でどのような社会であるかが、具体的に示されました(図表4-7)。

図表 4-7 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸せな生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のにとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

(2) こども施策に関する基本的な方針

こども施策の基本的な方針として、こども大綱では以下の6本の柱が示されました(図表4-8)。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

特に1つ目の柱では、こども・若者は、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることを明示した上で、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しするとされています。

また、2つ目の柱では、こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながるとされています。

図表 4-8 こども施策に関する基本的な方針

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

1. **こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
 - こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
 - 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。
2. **こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
 - こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
 - 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。
3. **こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**
 - こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
 - 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。
4. **良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**
 - 乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
 - 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。
5. **若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む**
 - 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
 - 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
6. **施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

(3) 子ども施策に関する重要事項

子ども大綱においては、子ども施策を進めるに当たり、それぞれのライフステージに特有の課題があること、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要であるとされています。

その上で子ども大綱では、まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項が示され、その次にライフステージ別(子どもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)に見た重要事項、続いて、子育て当事者への支援に関する重要事項が示されています(図表4-9)。

図表 4-9 子ども施策に関する重要事項

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1. ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(子ども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援)
- 子どもの貧困対策
(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2. ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

出典：子ども家庭庁資料を一部加工して作成

第5節

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)

(1) こども未来戦略の概要

政府は、少子化・人口減少のトレンドを反転させることを目的として、令和5年12月22日に「こども未来戦略」を閣議決定しました。

この戦略では、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つを基本理念として掲げるとともに、令和8年度までの今後3年間で集中取組期間と位置付け、その期間に実施する具体的な政策を「加速化プラン」として示し(図表4-10)、3.6兆円規模の予算を投入・確保することが盛り込まれました。

「加速化プラン」では、具体的には「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」等を政策の柱とし、それを支える安定的な財源の確保方策から構成されています。

(2) 「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」の主な内容:児童手当の拡充等

「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」では、児童手当の抜本的な拡充を行うこととし、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する観点から、所得制限を撤廃するとともに、支給期間を高校生年代まで延長するとしています。

また、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降は月額3万円を支給することとし、こどもの数のカウント方法についても、今般の児童手当の拡充の効果がより行き届くよう見直すこととしています。

あわせて、子育て世帯にきめ細かく、かつ、できるだけ早く児童手当を支給することができるよう、児童手当の支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とすることも盛り込まれました。

(3) 「全てのこども・子育て世代への支援の拡充」の主な内容:「こども誰でも通園制度」の創設等

「全てのこども・子育て世代への支援の拡充」では、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等が利用できる「こども誰でも通園制度」を創設し、令和7年度から制度化、令和8年度から本格実施するとされました。

この制度の導入により、こどもたちは家族以外の人と関わる機会が得られるようになるほか、専門的な理解を持つ保育士が見守る環境の下で、同じ年頃のこどもたちと触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していく機会が得られるものにしていくとしています。

また、保護者にとっても、自身のこどもの理解者が増えることや、専門的な知識を有する人、同じ子育て中の保護者との関わりにより、孤立感、不安感の解消につながり、育児に関する負担感の軽減につながっていくものにしていくとしています。

(4) 「共働き・共育ての推進」の主な内容:両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率の引き上げ等

「共働き・共育ての推進」では、子の出生直後の一定期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付と合わせて給付率80%(手取りで100%相当)へと引き上げることとしています。

(5) 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保:「子ども・子育て支援金制度」の構築

全体として3.6兆円程度の充実となる「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保に当たっては、既定予算の最大限の活用等により1.5兆円程度を確保するほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果(1.1兆円程度)と、社会保険負担軽減の効果を活用することとしています。また、この社会保険負担軽減効果の範囲内で「子ども・子育て支援金制度」(1.0兆円程度)を構築することにより、全体として、実質的な負担が生じないこととしています。

図表 4-10 「加速化プラン」の主な施策

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓賃上げ(「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環)
- ✓三位一体の労働市場改革(リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化)
- ✓非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上(同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化)

児童手当の拡充	妊娠・出産時からの支援強化	出産等の経済的負担の軽減	高等教育(大学等)									
拡充後の初回の支給は2024年12月(2024年10月分から拡充) ✓所得制限を撤廃 ✓高校生年代まで延長 すべてのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化 ✓第3子以降は3万円 <table border="1"> <tr> <th>支給金額</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳~高校生年代</th> </tr> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>月額1万5千円</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>月額3万円</td> <td></td> </tr> </table> ※多子加算のカウント方法を見直し →3人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円	支給金額	3歳未満	3歳~高校生年代	第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円	第3子以降	月額3万円		2022年度から実施中(2025年度から制度化) ✓出産・子育て応援交付金 10万円相当の経済的支援 ①妊娠届出時(5万円相当) ②出生届出時(5万円相当×こどもの数) ✓伴走型相談支援 様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる →妊娠時から出産・子育てまで一貫支援	2023年度から実施中 STEP 1 出産育児一時金の引き上げ 42万円 → 50万円に大幅引き上げ 「費用の見える化」・「環境整備」 STEP 2 出産費用の保険適用の検討 2026年度を目途に検討	大学等の高等教育費の負担軽減を拡充 ✓給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 2024年度から実施 ✓多子世帯の学生等については授業料等を無償化 2025年度から実施 ✓貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の取入要件等を緩和 2024年度から実施 ✓修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施
支給金額	3歳未満	3歳~高校生年代										
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円										
第3子以降	月額3万円											
	子育て世帯への住宅支援 ✓公営住宅等への優先入居等 今後10年間で計30万戸 実施中	✓フラット35の金利引下げ こどもの人数に応じて最大1%(5年間)の引下げ 2024年2月から実施										

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援
✓「こども誰でも通園制度」を創設 ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み ※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの実施も可能) ※2025年度から制度化:2026年度から給付化し全国の自治体で実施
✓保育所:量の拡大から質の向上へ ・76年ぶりの配置改善:(4・5歳児)30対1→25対1(1歳児)6対1→5対1 4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施 ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施 ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施
✓多様な支援ニーズへの対応 ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施 ・児童扶養手当の拡充 拡充後の初回の支給は2025年1月(2024年11月分から拡充) ・補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に
男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ(2030年) →男性育休を当たり前に ※2022年度:17.13%
✓育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施 ✓中小企業に対する助成措置を大幅に強化 ・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施 ✓出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施
育児期を通じた柔軟な働き方の推進
✓子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置 ・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置 公布の日から1年6月以内に政令で定める日から実施 ✓時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 →利用しやすい柔軟な制度へ

出典:こども家庭庁資料を一部加工して作成

第6節

こどもの居場所づくりに関する指針

(令和5年12月22日閣議決定)

令和5年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの居場所に関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点、推進体制などが示されました。

この指針において居場所とは、「こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている」としており、その場や対象を居場所と決めるのは、こども・若者本人であるとされています(図表4-11)。

図表 4-11 こどもの居場所づくりに関する指針の概要

こどもの居場所づくりに関する指針(概要) 令和5年12月22日 閣議決定

概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、 地域の中でこどもが育つことが困難 になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、 こどもを取り巻く環境の厳しさ が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、 居場所への多様なニーズ が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、 国としても一定の考え方を示すことが求められている 。
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長していけるよう、「 こどもまんなか 」の居場所づくりを実現する。
こどもの居場所・居場所づくりとは	<ul style="list-style-type: none"> 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。 こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。
こどもの居場所づくり推進の視点	 <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる ③「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する
役割 責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め 全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要 である。

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

一方で、居場所をつくること(居場所づくり)とは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所をつくることと居場所と感ずることの間には隔たりが生じる可能性があり、この隔たりを認識し、乗り越えるためには、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりが必要不可欠であるとされています。

こうしたこども・若者の視点に立った居場所づくりを進めるに当たり、指針では以下の4つの基本的な視点が示されています(図表4-12)。

- ① 地域に多様なこども・若者の居場所を整備する「ふやす」視点
- ② こども・若者がその居場所につながるための「つなぐ」視点
- ③ その場がこども・若者にとってより良い居場所となるために取り組む「みがく」視点
- ④ 居場所づくりを検証する「ふりかえる」視点

これらの視点は相互に関連しており、優先順位や順序はなく、循環的に作用するとされています。

また、指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められています。

図表 4-12 こどもの居場所づくりに関する指針における4つの基本的な視点

～4つの基本的な視点について～

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

「ふやす」

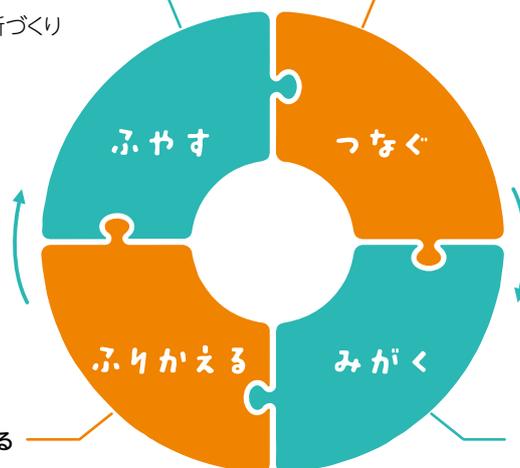
多様なこどもの居場所がつけられる

1. 居場所に関する実態把握
2. 既存の資源を活かした居場所づくり
3. 新たな資源の発掘
4. 持続可能な居場所づくり
5. 災害時の居場所づくり

「つなぐ」

こどもが居場所につながる

1. 見つけやすい居場所づくり
2. 利用しやすい居場所づくり
3. どんなこどももつながる



「ふりかえる」

こどもの居場所づくりを検証する

居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題。

「みがく」

こどもにとってよりよい居場所となる

1. 安全・安心な居場所づくり
2. こどもとともにつくる
3. どのように過ごし、だれと過ごすかを意識する
4. 関係機関との連携・協働
5. 環境の変化への対応

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

第7節

幼児期までのこどもの育ちに係る 基本的なビジョン (令和5年12月22日閣議決定)

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」は、「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るため、社会全体で共有したい理念と政府の取組を推進するための羅針盤として、令和5年12月22日に閣議決定されました(図表4-13)。

この指針では、妊娠期から小学校1年生までの「はじめの100か月」は、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上につながっていく、特に重要な時期とされ、この時期に、こどもは様々な人やモノ、環境との初めての出会いを繰り返しながら育っていくため、こどもが人生の最初の一歩を踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していくことが大切であるとされています。

また、乳幼児の育ちには、「アタッチメント(愛着)」による安心の土台を基盤としながら、多様な人や環境と関わることによる豊かな「遊びと体験」により、外の世界に挑戦していくことが、生涯にわたるウェルビーイングの向上のために欠かせないとされています。

図表 4-13 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンの概要

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要

- ✓誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり
 - ※児童虐待による死亡事例の約半数が0~2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

- 1 こどもの権利と尊厳を守る**
⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
 - ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
 - ✓生命や生活を保障すること
 - ✓乳幼児の思いや願いの尊重
- 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める**
⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

安心

「アタッチメント(愛着)」<安心>
 不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しの繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援
- 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える**
⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出
 - ✓誕生の準備期から支える
 - ✓幼児期と学童期以降の接続
 - ✓学童期から乳幼児と関わる機会
- 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする**
⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
 - ✓支援・応援を受けることを当たり前
 - ✓全ての保護者・養育者につながる
 - ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育者
- 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す**
⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要
 - ✓「こどもまんなかチャート」の視点(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
 - ✓こどもも含め環境や社会をつくる
 - ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)な観点での包括的な幸福

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児~小1)までがおおむね94~106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

✓こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
 ✓全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

こうした「はじめの100か月」に大切にしたい考え方を、指針では、以下の5つのビジョンとしてまとめられています。

ビジョン ① こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利がある。こども一人一人の思いや願いを大切にしていく。

ビジョン ② 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

こどもは、大人との「アタッチメント(愛着)」「安心」を土台として、「遊びと体験」「挑戦」を繰り返しながら成長していく。

ビジョン ③ 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、全ての関係者で連携して育ちを支えることが重要である。

ビジョン ④ 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこどもとともに育つことができるように、様々な人や機会で支えていく。

ビジョン ⑤ こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、全ての人がかこどもの育ちにとって大切な役割を担っている。

なお、本ビジョンでは、地方公共団体は、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

第8節

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

(令和6年法律第47号)

令和6年6月5日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

この改正では、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するために、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することが規定されました(図表4-14)。

図表 4-14 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の概要

改正の趣旨

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

① 児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を行う。

② 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支給給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

【①②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

① 妊婦のための支給給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。

② 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。

③ 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。

④ 教育・保育を提供する施設・事業者が経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。

⑤ 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出率の法定上限の引下げを行う。

⑥ 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。

⑦ ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。

⑧ 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3) 共働き・共育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

① 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。

② 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

① 国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②(*)に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。

② 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

③ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

④ 令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、(*)に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特別公債を発行できることとする。

(*)を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・子ども・子育て支援の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

*この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日(ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。)

出典：こども家庭庁資料を一部加工して作成

また、「子ども・若者育成支援推進法」の改正では、これまでヤングケアラー(図表4-15)への支援について法律上明確な根拠規定が設けられていなかったことを踏まえ、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記し、ヤングケアラーへの支援の普及を図ることとされました。

図表 4-15 ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など
日常的に行っている子ども・若者のこと



出典：こども家庭庁資料

第9節

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和6年法律第68号)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第68号)が令和6年6月19日に成立し、令和6年9月25日に施行されました。

この改正では、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられないことがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、名称の変更に伴い、「子どもの貧困対策」が「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更されました。

また、こども大綱の記述を踏まえて、目的及び基本理念において、解消すべき「こどもの貧困」が具体化され、目的においては、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする」ことが明記されました。

そして、基本理念においては、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

